

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：32413

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2022

課題番号：16K02046

研究課題名（和文）18世紀イングランドの別居訴訟 男性専門家たちの働き

研究課題名（英文）Suits for Judicial Separation in 18th-Century England: The Work of Male Experts

研究代表者

赤松 淳子（Akamatsu, Junko）

学校法人文京学院 文京学院大学・外国語学部・准教授

研究者番号：60723004

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、18世紀イングランドの夫婦間の別居訴訟において妻たちがどのように自身の利益を追求したのかを、妻側に立って夫と交渉した弁護士や男性親族の働きを通して分析した。上訴裁判所が置かれたロンドンに焦点を絞り、1) 訴訟における夫婦間の力関係がどのようであったか、そして2) 訴訟を含めた結婚の破綻のプロセスにおいて弁護士や男性親族がどのように訴訟に関わっていたかを明らかにした。以上の2点から、婚姻上の権利をめぐる女性たちの意識に男性アドバイザーが与えた影響について論点を示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

女性のエンパワメントはどのようにして可能になるのか。本研究は、イギリス史を通してその問いを探る試みとなった。イギリス史において、組織的なフェミニズムの始まりは19世紀とされ、その歴史像は女性運動家を中心に描かれてきた。本研究は、18世紀にまで遡ることで、フェミニズム運動の前史となる結婚の破綻をめぐる人々の経験に光を当てた。とりわけ、女性のエンパワメントのプロセスにおける「男性の働き」という視点を提示することで、フェミニズムを生成するジェンダーの文化的土壌がどのようなものであったのかについて論じることができた。

研究成果の概要（英文）：This study analyses how wives pursued their interests in the legal proceedings of ecclesiastical matrimonial separation in 18th-century England through the work of lawyers and male relatives who negotiated with husbands on the wives' side. Focusing on London, where the courts of appeals were located, the study clarified 1) the power relations between spouses in lawsuits and 2) how lawyers and male family advisors were involved in the process of marriage breakdown, including lawsuits. These two points discuss the impact of male advisors on women's attitudes towards their marital rights.

研究分野：近世イギリス史・ジェンダー史

キーワード：イングランド 結婚の破綻 教会裁判所 弁護士 男性アドバイザー 交渉者としての女性

1. 研究開始当初の背景

ジェンダー平等に基づく社会を追求する動きが世界の潮流となっている。ジェンダー差別や格差の問題に組織的に取り組んだフェミニズムは欧米では19世紀に始まった。特に格差が開いている日本において女性のエンパワメントを促進するにあたり、その歴史的プロセスを知り、他国の事例に関する知識を得ることは改善への道のりの一助になりうる。とりわけ、ジェンダー問題が女性の問題を超えて男性の問題でもあることが認識されている現在、女性のエンパワメントに関わる男性の経験を分析することが喫緊の課題である。

本研究はフェミニズムが台頭する以前の18世紀のイギリスにおいて「女性の権利」が、実際の訴訟においてどのように扱われていたのか、という疑問から出発した。家父長的な法のもとに置かれた近世イングランドの女性たちが、結婚の破綻に際して夫に対し訴訟を起こしていたという事実は、後の19世紀の女性たちの経験とどのように繋がるのか。またなぜ、家父長的な法のもとにあって、女性たちは訴訟を起こすことができたのか。こうした問いは、訴訟を起こした女性たちのみではなく、その背後にいた男性たちにも目を向けることによって明らかになると考えた。法を利用する女性たちの主体性を男性たちとの関係性というジェンダーの視点から捉えることで、フェミニズムに至る前の女性のエンパワメントの歴史叙述を再考することが可能になるのではないだろうか。

2. 研究の目的

研究代表者はこれまで、ジェンダー史の視点から18世紀イングランドの結婚の破綻に関する研究を進め、以下の点を明らかにしてきた。

(1) 教会裁判所の別居訴訟(配偶者の姦通もしくは虐待を理由とする訴訟)の記録に含まれる訴訟当事者の答弁や証人の証言から当時の人々の心性を分析してきた従来の研究手法は不十分であること。それらの記録は弁護士の介在のもとにつくられており、訴訟の独自の枠組みのなかで分析されるべきものであること。

(2) 訴訟において原告や被告になった18世紀の妻たちは、弁護士を利用して訴訟に臨み自身の利益を守ろうとしていたこと。

(3) 18世紀においては、離婚は制度として夫側に関われていたが、離婚を成立させること自体が非常に困難であったこと。離婚の手続きの前提条件として教会裁判所における別居訴訟で妻に勝利する必要があったが、夫側も多大な負担を強いられたこと。

これらの成果を踏まえ、さらに追究する必要があると思われたのは、18世紀の「別居訴訟」

において訴訟当事者となった妻たちの背後にいた男性アドバイザー、特に法専門家と男性親族の役割である。従来の女性史、ジェンダー史においてイングランドの女性のエンパワメントに男性たちがどのように、そしてどの程度貢献したかという問いは追究されてこなかった。これらの男性たちが妻たちの法意識に与えた影響を考察し、近世から近代にかけての女性のエンパワメントの歴史の多面性を明らかにすることが本研究の目的となった。この研究では、この目的を達成するために次の二つの問いをたてた。

妻に開かれていた教会裁判所の別居訴訟の上訴手続きとはどのようなものであり、妻側に立った当時の法専門家はどのようにその手続きを進めたのか？

訴訟の前後を含めた結婚の破綻のプロセスにおいて法専門家や男性親族がどのように関わっていたか、そして彼らは当事者夫婦の感情にどのような影響を及ぼしたのか？

3．研究の方法

上記の問いに答えるために、本研究は下記の一次史料の調査をスタートさせた。

- A：国王代理人裁判所史料 National Archives 所蔵
- B：アーチ裁判所史料 Lambeth Palace Library 所蔵
- C：ロンドン主教裁判所史料 London Metropolitan Archives 所蔵
- D：チャムリー家文書（チャムリー夫妻の姦通訴訟に関する手紙を含む）
Cheshire Archives and Local Studies 所蔵

当初の計画では、問 1、問 2 に関する研究方法をそれぞれ次のように設定した。

女性当事者による教会裁判所の上訴手続きについては、原告、被告、法専門家に関するデータベースを作成するために A、B、C の史料を調査する。出自、年齢、性別、当事者の提訴地、裁判官の判決傾向等の情報から時代を通じての変化を把握する。

史料 D の事例研究を行う。史料 C にはチャムリー夫妻が争った裁判記録が含まれる。それゆえ、C と D を相互参照し、夫妻の結婚の破綻のプロセスの全体像を掴む。

研究期間中、研究の方向性・方法の見直しが複数回生じた。1 度目は 2017 年に国王代理人裁判所の史料をイギリス現地で調査したときである。滞在期間に制限があり、A、B、C の史料をデータベース化させるための時間が不足することが予想された。それゆえ を断念せざるをえなくなった。かわりに史料 B と史料 C に関する弁護士の記録や判例史料を新たに入手し、アーチ裁判所とロンドン主教裁判所の別居訴訟において訴訟当事者となった夫婦の力関係がどのようなものであったかという問いをさらに追究する方向で研究を進めた。

Covid-19 によって、イギリスでの史料調査が困難になったとき、2 度目の見直しが必要になった。渡英することができないため、すでに入手している史料を用いて 18 世紀の女性のエンパワメントのプロセスを明らかにするための方法を模索した。研究初年度に史料 D の調査は完了していたが、分析の視点が定まっていなかった。しかしながら、2017 年に「感情史」に関する

論を発表し、その視座と研究方法を学んだことで史料 D の分析への適用が可能になった。

4. 研究成果

18 世紀の男性専門家・アドバイザーの働きは、訴訟を勝利に導くという観点からは限定的でありながらも、法を利用する妻たちの主体性を形づくるうえで極めて重要であったことが研究から明らかになった。

ロンドンの教会裁判所における「虐待訴訟」に関する論文（『痛みと感情のイギリス史』（伊東剛史・後藤はる美編、東京外国語大学出版会、2017年所収）では、家父長的な法のもとで自身の状況を変えるために闘う妻たちの訴えを法廷戦術に落とし込んでいく弁護士の働きを論じることができた。それは当時の文化規範を取り込みながら、裁判所の共感を得ようとするものであった。

他方、事例研究からは、訴訟当事者となった妻の男性親族、特に父親の役割を考察することができた。訴訟のみにフォーカスするのではなく、訴訟を含む結婚の破綻のプロセスにおいて父親が娘夫婦の問題にどのように介入したのかを分析した。教会裁判所の法の運用や家族財産の取り決め等をめぐり、当時の妻が心理的葛藤のもとに自身の利益の交渉者となっていく背景に男性親族の役割を見ることができた。

本研究における成果は、論集、論文、学会報告、公開講座において発表した。『痛みと感情のイギリス史』は日本における「感情史」研究のスタートに貢献するものとなった。研究代表者の論はそのなかでもジェンダー史と感情史を融合させた点において新規性をもったと考える。同論集の刊行後、4 回の合評会が開催された。また、『読売新聞』の書評（平成 29 年 5 月 21 日）をはじめ、計 7 本ほどの書評が組まれた。文京区の公開講座では論集の内容をベースにして 18 世紀のジェンダー史の魅力を伝えることができた。チャムリー家の事例研究の成果は、複数の国際・国内学会で発表し、その後、『歴史学研究』でジェンダー特集が組まれた際に論文として掲載された（『歴史学研究』1016 号、2021 年）。

本研究は法と関わる女性たちのエンパワメントの経験を 18 世紀のイングランドに焦点をあて探求してきた。課題としてあげられるのは、当時のメディアの指導者（男性）が訴訟当事者となった女性たちに与えた影響である。研究の最終年度にウェルカム・ライブラリーのデータベースを利用し、訴訟当事者となった女性がメディアをどのように利用したのかについて調査した。しかし時間の関係上、予備的調査にとどまった。メディアを利用した女性たちの力はどのように育まれたのか、女性たちを取り巻く男性たちとの関わりにおいてその全体像を明らかにするのが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 赤松淳子	4. 巻 1016
2. 論文標題 姦通をめぐる交渉 - 18世紀のチャムリー家を事例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 47-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤松 淳子	4. 巻 80 (1)
2. 論文標題 新刊紹介 中田元子著『乳母の文化史 19世紀イギリス社会に関する一考察』（人文書院、2019年）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 史苑	6. 最初と最後の頁 168-170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14992/00018887	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 赤松淳子	4. 巻 21
2. 論文標題 姦通・法・メディア--18世紀イングランド女性史の叙述に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東洋大学人間科学総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 255 - 269
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 赤松淳子	4. 巻 62
2. 論文標題 夫婦間暴力を叙述する イングランド史における模索	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会文化史学	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤松 淳子	4. 巻 75
2. 論文標題 近世イングランドの妻たち 法をめぐる女性史の叙述	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史境	6. 最初と最後の頁 1 - 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 赤松淳子
2. 発表標題 姦通をめぐる法と感情 - 18世紀のチャムリー家を事例として
3. 学会等名 第35回 イギリス女性史研究会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 赤松淳子
2. 発表標題 18世紀イングランドにおける結婚の破綻 - 事例研究から導く課題
3. 学会等名 第9回 関西ジェンダー史カフェ (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 赤松淳子
2. 発表標題 離婚をめぐる夫婦間交渉 18世紀チャムリー家文書と裁判記録
3. 学会等名 第41回 歴史人類学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Junko Akamatsu
2. 発表標題 Behind the Scenes of Divorce: A Case Study of the Cholmondeley Family in Eighteenth-Century Cheshire
3. 学会等名 International Federation for Research in Women's History (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Junko Akamatsu
2. 発表標題 The Adulterous Wife and Her Rights: Marital Breakdown in the Cholmondeley Family c.1731-1748
3. 学会等名 London Centre for Interdisciplinary Studies, International Conference on Gender Studies: 'Gender and Power' (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 赤松淳子
2. 発表標題 女と男のイギリス史 - 18世紀の結婚と関係の破綻
3. 学会等名 公益財団法人文京アカデミー (文京アカデミア講座) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junko Akamatsu
2. 発表標題 Negotiating Marital Breakdown: The Case of Penelope and James Cholmondeley c. 1731-1748
3. 学会等名 International Society for Eighteenth-Century Studies, 15th International Congress on the Enlightenment (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 赤松 淳子
2. 発表標題 女と男の法廷闘争－18世紀イギリスの夫婦間暴力
3. 学会等名 文京学院大学 生涯学習センター 映像から始まるアカデミック・リサーチ（公開講座）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 伊東剛史、後藤はる美、高林陽展、金澤周作、那須敬、赤松淳子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京外国語大学出版会	5. 総ページ数 363
3. 書名 痛みと感情のイギリス史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------